

手賀沼花火大会2026（柏会場）キッチンカー等募集要綱

1 目的

この要綱は、令和8年8月1日(土)に開催する手賀沼花火大会において、会場周辺で移動販売車等（以下「キッチンカー」という。）により飲食を提供することで、利用者の利便性向上を図ることで、手賀沼花火大会の魅力向上に資することを目的とする。

2 出店について

(1) 出店日

手賀沼花火大会開催日

(2) 出店時間

午後4時から午後8時10分までとする。

ただし、当日の運営状況および実行委員会からの指示により、時間を変更する場合がある。

(3) 搬入・搬出時間

搬入時間は午後4時から午後5時までとし、準備ができ次第販売可とする。

搬出時間は午後9時からとし、午後10時までに撤収を完了させること。

※午後6時から午後9時までは、手賀沼周辺における交通規制のため、搬入搬出等車の移動は不可とする。

(4) 出店場所

柏ふるさと公園及び手賀沼ふれあい緑道上で手賀沼花火大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する場所

※別添位置図のとおり

(5) 出店費用

出店料については、柏ふるさと公園で実行委員会が指定する場所は22,000円、手賀沼ふれあい緑道上で実行委員会が指定する場所は16,500円、有料観覧席内の手賀沼ふれあい緑道上で実行委員会が指定する場所は11,000円とする。その他出店に必要

な費用は、全て出店者の負担とする。

また、出店者は実行委員会が指定するキャッシュレス決済に協力すること。キャッシュレス決済については、実行委員会が配布するQRコードを使用するものとする。

キャッシュレス決済による売上金については、いったん実行委員会へ入金された後、出店者指定口座へ振り込むものとし、決済手数料（2.3%）および運営事務手数料（2,200円）は出店者の負担とする。

出店が決定した事業者は、後日実行委員会が別途指定する方法で出店料を支払うものとする。

(6) 出店場所の割り振り

出店形態及び飲食メニューの内容等により実行委員会が出店場所の割り振りを行う。

(7) 出店面積および車両駐車

①キッチンカーは6 m × 2 m程度とし、柏ふるさと公園内に限り、出店車両とは別に補充用車両（バックアップカー）1台の駐車を許可する。

②テント出店は3 m × 3 m程度とし、テントの後方に搬入搬出用の車両1台を駐車することができる。

(8) 出店の辞退・取消および返金

①既納の出店料は原則として返金しない。

②事業者は出店を取りやめる際、原則として14日前までに文書により実行委員会へ通知（様式任意）を行い、実行委員会がこれを認めた場合に限り全額返金する。なお、返金に係る振込手数料等の諸費用は出店者の負担とする。

③実行委員会が当日の天候等により開催中止を決定した場合は、全額返金する。なお、返金に係る振込手数料等の諸費用は出店者の負担とする。

④本要綱の趣旨にそぐわない商品の提供等がある場合、実行委員会は出店を取り消すことができる。この場合、出店料の返金および損害の賠償は行わない。

3 出店資格

出店者は、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、実行委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 原則として、千葉県内の保健所にて食品衛生法による営業許可を取得していること。
- (2) 事業者及び全従業員が、柏市暴力団排除条例（平成24年3月27日柏市条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 食品衛生責任者を配置し、生産物賠償責任保険（PL保険等）に加入していること。
- (4) 調理・販売従事者は、1年以内に腸内細菌検査を実施していること。
- (5) その他、実行委員会の指定に従い飲食提供ができる者。

4 申し込み期間および申込先

- (1) 申し込み期間

開催年の5月16日から6月5日まで（必着）

- (2) 申込先

窓口：手賀沼花火大会実行委員会

（受託事業者：SEPT株式会社 担当 杉原）

電話：080-7686-7210（平日の午前9時から午後5時）

FAX：04-7192-6771

メール：sugihara@teamsept.com

- (3) その他

- ① 申請時には、すべての必要書類（営業許可証、PL保険証券、腸内細菌検査結果の写し等）を提出すること。
- ② 本事業に関する問合せは、上記連絡先宛に行うこと。
- ③ 出店が決定した事業者は、消防署及び保健所への届出等に必要となるため、実行委員会が指定する期限までに、出店図面（火気使用器具、消火器、手洗い設備等を含む）その他必要書類を提出すること。

5 出店者の選定・決定

(1) 募集数

37事業者程度の募集とする。

(2) 選定の優先順位

選定にあたっては，柏商工会議所または柏市沼南商工会の会員（原則として開催直前の3月末日時点で会員であり，かつ会費に未納がない者に限る）及び協力団体を最優先とし，次いで市内事業者を優先する。

(3) 選定方法

出店者の選定は，メニュー内容等を考慮し実行委員会において決定する。

(4) 出店者が決定した際は，実行委員会より速やかに各事業者へ通知するものとする。

6 遵守事項

出店者は，出店にあたり，次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 申請時に登録した販売品目以外を販売しないこと。また，申請した車両を無断で変更しないこと。

(2) アルコール類の販売は可とする。ただし，実行委員会の指示に従うこと。

(3) 出店に係る権利は，他人に委託し又は移譲することはできない。

(4) 実行委員会が配布するQRコードについては，出店者が適切に管理すること。

また，キャッシュレス決済の運用については，実行委員会の指示に従うこと。

(5) 搬入・搬出は出店者が行い，破損・汚損を生じさせた場合の原状回復経費は出店者の負担とする。

(6) 電気，調理用水及び排水タンクなどは全て出店者側で用意すること。

(7) 発電機等は低公害・低騒音機器を使用し，コードの養生等，事故防止に万全を期すこと。

- (8) 販売中はエンジンを停止すること。
- (9) スピーカー等によるBGM, 及び拡声器等を用いた呼び込みは一切禁止とする。
- (10) 調理等は地面を汚染するため厳禁とし, 必ず車内・テント内で行うこと。
- (11) ゴミおよび排水は自店にて管理し, 必ず持ち帰り適正に処分すること。
- (12) 営業終了時は, 周辺の清掃および原状回復を徹底すること。
- (13) 従事者には接遇研修を行うなど, 良好なサービスを提供できる体制を整えること。
- (14) 事故や苦情は出店者が一切の責任を負い, 不測の事態は実行委員会へ報告すること。
- (15) その他, 本要綱に記載のない事項であっても実行委員会が必要と認めた指示に従うこと。

● 出店場所

- ① 柏ふるさと公園で実行委員会が指定する場所
- ② 手賀沼ふれあい緑道上で実行委員会が指定する場所
- ③ 有料観覧席内で手賀沼ふれあい緑道上で実行委員会が指定する場所

